

1. 「住まいまちづくり」の基本理念と基本目標

<基本理念>

持続可能な「住まいまちづくり」

魅力ある風土を活かした豊かな暮らしを育む「住まいの奈良」の実現

<基本目標>

○愛着のもてるまちでいきいきと暮らす

－住み続けられるまちづくりの推進－

奈良県がもつ地域の個性や特性を活かしながら、土地利用や生活機能の再構築を図り、住環境の快適性や安全性が向上するまちづくりを進めます。また、多世代にとって魅力あるまちを作り、愛着のもてるまちを次世代に継承する仕組みを整えます。

○質の高い住空間で安心・快適に住まう

－良質な住まいの形成－

住宅の品質・性能の維持・向上を図り、現在及び将来の県民の住生活の基盤となる良質な住宅ストックの形成と活用を目指します。

○誰もが安心して住まう

－安定した暮らしを守る住まいの形成－

低額所得者、高齢者、障害者、ひとり親世帯、子育て世帯などの様々な属性の方及び災害時の被災者やコロナ禍における離職者等を含めた全ての県民が、生活事情に応じた課題・不安を解消し、安定し安心できる住生活を営めるよう、福祉部局、民間法人、市町村と連携して公的賃貸住宅や民間賃貸住宅による居住の安定の確保を図ります。

○ニーズに合った住まい・暮らし方を選ぶ

－「住まいまちづくり」を支える市場や産業の環境整備－

県民それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて、住宅・住環境を選択できるような市場環境を整備し、既存住宅の利活用を促すための情報を提供します。

2. 「住まいまちづくり」施策の基本的目標①

3-1 愛着のもてるまちでいきいきと暮らす －住み続けられるまちづくりの推進－

(1)住み続けられるまちづくりの推進

- ①多様な暮らし・働き方に対応した住まいまちづくり
- ②ポストコロナにも対応した新しい住まい方の実現
- ③地域交通の確保
- ④地域のコミュニティ活動の促進
- ⑤空き家の発生予防
- ⑥空き家の利活用の促進

(2)地域の個性を活かしたまちづくりの推進

- ①歴史的な街なみや古民家の保全・利活用
- ②駅前・中心市街地の活性化に向けた環境整備
- ③郊外住宅地などのゆとりある環境の保全
- ④地域の特性を活かした南部・東部地域のまちづくり
- ⑤地域資源を活かした生活環境の充実

(3)安全に暮らせるまちづくりの推進

- ①小規模住宅地等における住環境の改善
- ②宅地防災・土砂災害対策等の推進
- ③市街地の防災に対する情報提供の推進
- ④住宅地の防犯性の向上
- ⑤適切な管理が行われていない空き家への対応

3-2 質の高い住空間で安心・快適に住まう －良質な住まいの形成－

(1)住まいの安全性・快適性の確保

- ①住宅ストックの耐震化の促進
- ②バリアフリー化の推進
- ③室内環境の安全性の確保

(2)住まいの長寿命化の促進

- ①適切なリフォームの推進
- ②長期優良住宅の供給の促進
- ③住宅の履歴情報の保存と活用
- ④マンションの適切な維持管理等の促進

(3)環境に配慮した住まいの普及促進

- ①低炭素型住宅の普及
- ②木造住宅の普及促進
- ③住宅の整備に伴う環境負荷の低減
- ④環境に優しい住まい方の普及

2. 「住まいまちづくり」施策の基本的目標②

3-3 誰もが安心して住まう －安定した暮らしを守る住まいの形成－

(1)住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境の整備

- ① 賃貸住宅における居住・生活支援の確保
- ② 誰もが安心して暮らせる賃貸住宅供給の促進

(2)安心して暮らせる公的賃貸住宅の供給

- ① 公営住宅ストックの有効活用と計画的供給
- ② 多様なニーズに応じた公営住宅の提供
- ③ 住民高齢化に対応した持続可能な運営制度の検討
- ④ 公営住宅以外の公的賃貸住宅の有効活用

(3)災害等の発生に備えた体制づくり

- ① 被災者等への迅速な住まいの提供体制の整備
- ② 災害等発生時における住宅相談体制の整備

3-4 ニーズに合った住まい・暮らし方を選ぶ －「住まいまちづくり」を支える市場や産業の環境整備－

(1)住情報の提供の促進

- ① 住まいや暮らしに関する情報提供の充実
- ② 住教育の推進
- ③ 住み替えに関する情報提供の充実
- ④ 住宅性能表示制度の活用の促進
- ⑤ 既存住宅に関する情報提供の充実
- ⑥ 賃貸借契約をめぐる紛争の防止

(2)地域の住宅産業の育成・活性化

- ① 県産材の活用の促進
- ② 地域住宅産業の活性化の支援